

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2024年（令和6年）9月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
なかじま ただし 中島 直			学識 経験者	再任	委嘱	元藤沢市生涯学習部部長 元公益財団法人藤沢市 みらい創造財団専務
かわしま じゅん 川島 淳			学識 経験者	再任	委嘱	藤沢市文化団体連合会
みうら ゆうすけ 三浦 悠介			市民代表	新任	委嘱	藤沢市社会教育委員会 議
せお なおみ 瀬尾 直美			利用者 代表	再任	委嘱	藤沢華道協会
にいぬま のりゆき 新沼 範之			利用者 代表	再任	委嘱	公益財団法人藤沢市み らい創造財団
むこうやま たけし 向山 武志			利用者 代表	新任	委嘱	藤沢市美術家協会

ためだ 為田 麗子			利用者 代表	新任	委嘱	藤沢市書道 協会
--------------	--	--	-----------	----	----	-------------

2 任期

2024年（令和6年）10月1日から2026年（令和8年）9月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委員を委嘱する必要による。

参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

（ギャラリー運営協議会）

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。